(参考)修了証の交付を受けるにあたっての研修受講について

修了証交付申請書を提出されるにあたっては、ご自身の研修の受講状況が、以下に該当するかご確認ください。(※以下内容は、これまで県が発出した通知等の内容と同じものです。)

- 1 H31年度以降に実施される研修のみによって、15時間の受講が完了する場合
 - ⇒ 同一の団体(主催者)が実施する研修を受講する必要

<イメージ> H31.3.31←→H31.4.1
県研修 県研修 5時間 5時間 5時間

※以下2、3は経過措置による取扱い

- 2 H3O年度末までに実施された研修のみによって、15時間の受講が完了する場合
 - ⇒ 団体(主催者)の別に関わらず、組合せが可能



- 3 H30年度末までに実施された研修と、H31年度以降に実施される研修によって、15時間の 受講が完了する場合
 - (1) H3O年度末までに、県または保育3団体の研修を受講している場合
 - ⇒・<u>県または保育3団体いずれの組合せも可(既に受講済みの研修と同一の主催者である必要なし)</u>
 ・市町または養成校との組合せは不可

- (2) H30年度末までに、市町または養成校の研修を受講している場合
 - ⇒・ 既に受講済みの研修と同一の主催者(同一の市町または同一の養成校に限る)の研修との組合せのみ可能・ 県や保育3団体、別の市町・養成校との組合せは不可

- (3) H3O年度末までに、県研修(または保育3団体研修)と、市町研修(または養成校研修) を受講している場合
 - ⇒・<u>既に受講済みの市町(養成校)研修と同一の主催者(同一の市町(養成校)に限る)の研修との組合せのみ可能</u>・県や保育3団体、別の市町・養成校との組合せは不可